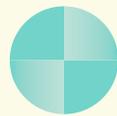
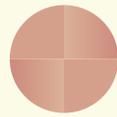
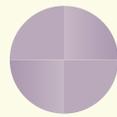
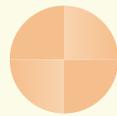
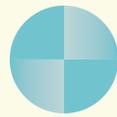
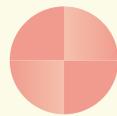

第2章
施策の展開



埼玉県教育振興基本計画 施策体系

目標 I 確かな学力の育成

施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

- 主な取組
- 「埼玉県学力・学習状況調査」の実施とその活用による指導方法の改善
 - 学習データを活用した個に応じた指導の研究・実践
 - 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進
 - 少人数指導などのきめ細かな指導の充実

施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- 主な取組
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 **施策4一部**
 - 指導内容・指導方法の工夫・改善
 - 教科等横断的な学習の充実
 - 地域社会との連携・協働による学びの推進 **施策23**
 - 児童生徒の情報活用能力の育成
 - 読書活動の推進 **施策6**

施策3 伝統と文化を尊重し グローバル化に対応する教育の推進

- 主な取組
- 伝統と文化を尊重する教育の推進
 - グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進
 - 世界で活躍できる人材の育成
 - SDGsの実現に向けた教育の推進 **施策12**
 - 英語をはじめとした外国語教育の充実

施策4 技術革新に対応する教育の推進

- 主な取組
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 **施策2一部**
 - 科学技術等への関心を高める取組の推進
 - 社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

- 主な取組
- 家庭や地域と連携した幼児教育の推進
 - 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上
 - 認定こども園の設置促進
 - 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
 - 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実 **施策22**

目標Ⅱ 豊かな心の育成

施策
6

豊かな心を育む教育の推進

主な
取組

- 子供の権利利益を擁護するための取組の推進
- 体験活動の推進
- 規律ある態度の育成
- 道徳教育の充実
- 読書活動の推進 施策2
- 持続可能な部活動の運営 施策10

施策
7

いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

主な
取組

- いじめ防止対策の推進
- 教育相談活動の推進 施策14
- 児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実
- 発達支持的生徒指導の推進
- 児童生徒の自殺予防対策の推進
- 非行・問題行動の防止
- 青少年を有害環境から守るための取組の推進 施策23
- 立ち直り支援策の推進

施策
8

人権を尊重した教育の推進

主な
取組

- 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- 子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進
- 様々な人権課題に対応した教育の充実
- 虐待から子供を守る取組の推進

目標Ⅲ 健やかな体の育成

施策
9

健康の保持増進

主な
取組

- 学校保健の充実
- 妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進
- 薬物乱用防止教育の推進
- 食育の推進
- 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

施策
10

体力の向上と学校体育活動の推進

主な
取組

- 児童生徒の体力の向上
- 体育的活動の充実
- 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
- 持続可能な部活動の運営 施策6

複数の施策に該当する主な取組の末尾に、該当する施策番号を記載しています。

目標Ⅳ 自立する力の育成

施策11

キャリア教育・職業教育の推進

主な取組

- 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
- 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進 **施策13**
- 企業等と連携した職場体験活動などの充実
- 専門高校における産業教育の推進
- 専門高校拠点校の整備
- 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成

施策12

主体的に社会の形成に参画する力の育成

主な取組

- 子供の意見表明による主体性の育成
- 主権者教育の推進
- 消費者教育の推進
- 環境教育の推進
- SDGsの実現に向けた教育の推進 **施策3**
- 多様な人材と協働する力の育成

目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

施策13

障害のある子供への支援・指導の充実

主な取組

- インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進
- 教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- 特別支援学校などにおける医療的ケアの充実
- 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進 **施策11**
- 障害者雇用の推進 **施策17**
- 障害のある子供たちの生涯学習の推進

施策14

不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

主な取組

- 教育相談活動の推進 **施策7**
- 不登校の未然防止の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 意欲に応える学習機会の提供
- 高校中途退学防止対策の推進
- 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

施策
15

一人一人の状況に応じた支援

主な取組

- 経済的に困難な子供への支援
- 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
- ヤングケアラーへの支援
- 学力に課題のある児童生徒への教育支援
- L G B T Qの児童生徒への支援
- 中学校夜間学級の支援
- 児童生徒の抱える様々な課題への支援

目標 VI

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策
16

教職員の資質・能力の向上

主な取組

- 優れた教職員の確保
- 教職員研修と調査研究の充実
- 指導技術の共有の推進
- 優秀な教職員の表彰等の実施
- 教職員の人事評価制度の活用
- 指導が不適切である教員への対応
- 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進
- 教科書採択の公正性・透明性の確保
- 教職員の心身の健康の保持増進

施策
17

学校の組織運営の改善

主な取組

- 多様な人材との連携・分担体制の構築
- リーダーシップを発揮できる管理職の育成
- コミュニティ・スクールの設置と
地域学校協働活動との一体的取組の推進 **施策23**
- 学校評価の効果的な活用
- 学校における働き方改革の推進
- 地域における子供たちの多様な活動の場と
機会を提供できる環境の整備 **施策23,26,28**
- 障害者雇用の推進 **施策13**

施策
18

魅力ある県立高校づくりの推進

主な取組

- 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり
- 適正な学校規模の維持による高等学校の活性化

施策
19

子供たちの安心・安全の確保

主な取組

- 県立学校施設の安全性の確保
- 安全教育の推進
- 学校と教職員の危機管理能力の向上
- 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
- 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

複数の施策に該当する主な取組の末尾に、該当する施策番号を記載しています。

施策
20

学習環境の整備・充実

主な
取組

- 県立学校施設の整備推進
- 県立学校の学校図書館の資料や教材の整備・充実
- 県立学校のICT環境の整備
- 修学に対する支援

施策
21

私学教育の振興

主な
取組

- 私立学校運営に対する補助
- 私立学校の保護者負担の軽減
- 私立学校施設の耐震化や防災機能強化、高機能化等の促進
- グローバル教育とICT教育の促進
- 校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進

目標 VII 家庭・地域の教育力の向上

施策
22

家庭教育支援体制の充実

主な
取組

- 「親の学習」の推進
- 親子のふれあいへの支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実 施策5
- 子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進
- 働き方の見直しによる仕事と家庭を両立できる環境づくり

施策
23

地域と連携・協働した教育の推進

主な
取組

- 「彩の国教育の日」の推進
- 地域社会との連携・協働による学びの推進 施策2
- コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進 施策17
- 「学校応援団」の活動の充実
- 放課後子供教室への支援
- PTAなどの活動への支援
- 青少年健全育成活動の促進
- 青少年を有害環境から守るための取組の推進 施策7
- 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 施策17,26,28

目標 VIII 生涯にわたる学びの推進

施策
24

生涯学び、活躍できる環境整備

主な
取組

- 「子ども大学」の充実に向けた支援
- リカレント教育の推進と学びの成果の活用の支援
- げんきプラザを活用した体験活動の充実
- 障害者の生涯を通じた学びの支援
- 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

施策
25

社会教育の推進

主な
取組

- 新しい県立図書館の整備の検討・推進
- 多様な学習機会の提供
- 社会教育関係団体等の活動への支援
- 学びを活用した地域課題解決への支援

目標 IX 文化芸術の振興

施策
26

文化芸術活動の充実

主な
取組

- 文化芸術活動への参加の促進
- 子供たちの文化芸術活動の充実
- 障害者の文化芸術活動の支援
- 県立美術館等における活動の充実
- 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 施策17,23,28

施策
27

伝統文化の保存と持続的な活用

主な
取組

- 伝統文化の保存・活用・価値の再評価
- 伝統文化の魅力発信と伝統文化を学ぶ機会の充実
- 市町村の取組への支援

目標 X スポーツの推進

施策
28

スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な
取組

- 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の充実と基盤づくり
- 子供・若者のスポーツ活動の充実
- 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 施策17,23,26
- パラスポーツ・デフスポーツの推進

施策
29

競技スポーツの推進

主な
取組

- スポーツ科学によるアスリートの競技力向上
- プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実
- スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保

複数の施策に該当する主な取組の末尾に、該当する施策番号を記載しています。

目標

I

確かな学力の育成

施策

■ 施策1

一人一人の学力を伸ばす教育の推進

■ 施策2

新しい時代に求められる
資質・能力の育成

■ 施策3

伝統と文化を尊重し
グローバル化に対応する教育の推進

■ 施策4

技術革新に対応する教育の推進

■ 施策5

人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

施策

1

一人一人の学力を伸ばす 教育の推進

現状と課題

全ての子供が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身に付けるためには、一人一人の成長やつまづきなどを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援を行うことが重要です。

本県では、平成27年度（2015年度）から、小学校4年生から中学校3年生までを対象として「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、調査結果を分析・研究して優れた指導方法を把握するなど指導の改善に活用しています。また、一人一人の「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握し、それらの学習データを活用して個に応じた指導の実現に取り組んでいます。

高等学校においては、中学校までの学習状況を踏まえながら、個々の生徒の学力や学習状況を把握することにより、生徒一人一人の学習意欲や学力の向上に取り組んでいます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めています。

施策の方向性

- 児童生徒の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。
- 学習データを活用した個に応じた指導を推進します。
- 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図ります。

主な取組

「埼玉県学力・学習状況調査*」の実施とその活用による指導方法の改善

- 「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの活用する力と学習意欲・態度を詳細に把握します。また、その結果を小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、学力や学習意欲を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 学力の経年変化を的確に把握することにより、更なる授業改善につなげます。
- 調査に参加する自治体と連携・協働し、調査データの分析結果や効果的な取組を共有します。



埼玉県学力・学習状況調査実施



授業中に話し合いをしている様子

学習データを活用した個に応じた指導の研究・実践

- 学力テスト等の学習データを蓄積し、そのデータを基に児童生徒の学習状況分析を行い、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の研究・実践に取り組みます。

児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進

- 小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。
- 各教科等の特質に応じ、ICT*を活用した新たな教材や学習活動等を積極的に取り入れ、個別最適な学び*と協働的な学び*の一体的な充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上に取り組みます。
- 高等学校では、生徒の学習意欲や学力の向上、自立する力の育成、進路希望の実現に向けて、学習履歴など生徒の成長の記録を本人・保護者・学校が共有・活用することにより、一人一人を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 特別支援教育については、インクルーシブ教育システム*の構築の視点を踏まえ、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、児童生徒の成長を本人・保護者・学校・関係機関が共有し、その記録を活用しながら、障害の状況や発達段階に応じて一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。

少人数指導などのきめ細かな指導の充実

- 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など個に応じた指導を進めます。
- 少人数指導などのきめ細かな指導の充実に必要な教員が配置できるよう、国に対して教職員定数の増員を働き掛けます。
- 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。



学力・学習状況調査における学力状況

「全国学力・学習状況調査*」において全国トップクラスにある教科数

小学校6年生 **0教科** (令和5年度) ▶ **全教科** (令和10年度)

中学校3年生 **0教科** (令和5年度) ▶ **全教科** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「全国学力・学習状況調査*」において、全国平均正答率（公立）を1ポイント以上上回った教科数（調査を毎年行う国語、算数・数学に限る。）。

全国と比較して、埼玉県の子童生徒が確かな学力を身に付けているかを示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

「全国学力・学習状況調査*」の毎年調査を行う小・中学校全ての教科（各2教科）において、全国平均正答率を1ポイント以上上回ることによって全国トップクラスになることを目指し、目標値を設定。

「埼玉県学力・学習状況調査*」において学力を伸ばした児童生徒の割合

小学校（4年生→6年生） **47.5%** (令和5年度) ▶ **67.9%** (令和10年度)

中学校（1年生→3年生） **46.6%** (令和5年度) ▶ **61.6%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「埼玉県学力・学習状況調査*」において、小学校4年生から小学校6年生まで及び中学校1年生から中学校3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を3段階中4段階以上伸ばした児童生徒の割合。

児童生徒一人一人の学力を向上させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値（小学校65.9%、中学校59.6%）から、2年間で更に2ポイント高めることを目指し、目標値を設定。



施策

2

新しい時代に求められる 資質・能力の育成

現状と課題

将来の予測が困難な時代の中で、一人一人の豊かで幸せな人生と持続的に発展する社会の実現のためには、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を持った人材を育てることが求められています。

そのため、答えが一つに定まらない問題に自ら課題を発見し答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達段階に応じて育成していくことが必要です。

本県では、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める「協調学習*」に取り組むなど、授業の改善を推進しています。

また、持続可能な社会*の創り手の育成に向けて、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく教科等横断的な学習*の充実を図ることが必要です。

さらに、情報モラルを含む情報活用能力*を身に付け、自ら考え行動できる力を育むことも求められます。

加えて、読書は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けることに資するとともに、文章の内容を的確に捉えながら読み解く力や、表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっているとの指摘もあり、読書活動を推進する必要があります。

施策の方向性

- 児童生徒の思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成します。
- 児童生徒の情報活用能力*を育成します。
- 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

主な取組

「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善（施策4にも一部記載）

- 教員が児童生徒の学びを支援しながら、児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力を身に付ける「協調学習*」や効果的なICT*の活用に取り組むなど、授業改善を推進します。
- 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力*など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。



ICTを活用した授業

指導内容・指導方法の工夫・改善

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修や指導資料の充実、ICT*の効果的な活用など、各学校における指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、カリキュラム・マネジメント*の充実を図ります。
- 高等学校においては、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した授業を取り入れるなど、指導内容・指導方法を工夫・改善します。また、多様な地域の力を学校と結び付ける取組により、高等学校や特別支援学校における、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図ります。

教科等横断的な学習*の充実

- 小・中学校においては、教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。
- 高等学校においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習*や探究活動*の充実を図ります。
- データサイエンス*の基礎的な手法を用いた課題解決ができる人材を育成する教育を推進します。
- 特別支援学校においては、児童生徒の障害の状態を踏まえ、教育課程の編成を工夫するなど、教科等横断的な学習*の充実を図ります。



協調学習による授業の様子



授業の様子

地域社会との連携・協働による学びの推進（施策23にも記載）

- 様々な分野の知識・能力を持った地域住民や企業、NPOなど、地域社会との連携・協働による学びを推進します。
- 地域住民等に対して地域と学校とが連携・協働することの意義の理解促進を図ります。

児童生徒の情報活用能力*の育成

- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力*を育成するため、ICT*を活用した学習活動の充実を図るとともに、基本的な操作技能やプログラミング的思考*、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する指導の充実を図ります。
- 全ての教員がICT*を効果的に活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のための研修の充実を図ります。

読書活動の推進（施策6にも記載）

- 家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

施策指標

「主体的・対話的で深い学び*」に関する 研修を受講し授業を行った教員数（施策16にも記載）

13,144人（令和4年度末） ▶ 20,000人（令和10年度末）

指標の定義・選定理由

「主体的・対話的で深い学び*」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。
児童生徒の「主体的・対話的で深い学び*」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的で深い学び*」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、令和10年度までの累計値として、目標値を設定。

教科等横断的な学習*や探究活動*を行うことで、 学びが深まったと感じる生徒及び教員の割合

現状値なし ▶ 90.0%（令和10年度）

指標の定義・選定理由

埼玉県による実績調査において「教科等横断的な学習*や探究活動*を行うことで、学びが深まった」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒及び教員の割合。
教科等横断的な学習*や探究活動*は、学習に対する興味・関心・意欲の向上をはじめ、知識・技能の着実な習得や思考力・判断力・表現力の育成に有効であると考えられるため、この指標を選定。

目標値の根拠

教科等横断的な学習*や探究活動*により、9割の生徒及び教員が学びが深まったと感じることを目指して、目標値を設定。

児童生徒がICT*を活用して学びを深めることを 指導できる教員の割合（施策16にも記載）

73.4%（令和4年度） ▶ 100%（令和10年度）

指標の定義・選定理由

文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」に対して、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。

「主体的・対話的で深い学び*」を更に効果的なものとするためには、教員に児童生徒のICT*活用を指導する能力が必要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

児童生徒の端末1人1台環境が整備される中で、「主体的・対話的で深い学び*」を実現するため、全ての教員がICT*を活用して指導できることを目指し、目標値を設定。

施策

3

伝統と文化を尊重し グローバル化に対応する 教育の推進

現状と課題

これからの社会を主体的に生きる人材を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により低迷していた国際経済やグローバルな人的交流は回復基調にあるとともに、デジタル化の進展により、国内にしながら世界とつながる機会も増えています。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争などが原因で、世界的に不安定な状況が続いています。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の国際貿易などの相互依存関係とともに、世界経済にだけでなく、原材料や製品の生産コストの上昇による物価高騰など、ひいては私たちの生活にも影響を与えています。

加えて、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されています。こうした中で、社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

そのためには、我が国の伝統と文化を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度や、チャレンジ精神、多文化共生の精神、豊かな語学力など異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築する能力を育成する教育の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養います。
- グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- 児童生徒の外国語教育などの充実を図ります。

主な取組

伝統と文化を尊重する教育の推進

- 我が国の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深め、我が国に対する誇りを育む教育を推進します。また、地域の資源を活用するなど、郷土への誇りを育むため、郷土埼玉の偉人や歴史・風土などに関する教育の充実を図ります。

グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進

- 学校における教育活動全体を通じて、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、地球規模課題の解決にチャレンジする精神などを養う教育を進めます。また、国際交流や海外研修については、現地訪問のほか、オンライン交流等、ICT*を効果的に活用し推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育を進めます。



▲グローバルリーダー育成プロジェクト シンガポール模擬国連研修▼



世界で活躍できる人材の育成

- 世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化・多様性に対する理解、課題解決能力などの国際的素養を育む教育を推進します。
- 関係機関と連携し、生徒の海外留学を支援します。

SDGs*の実現に向けた教育の推進（施策12にも記載）

- 地球規模課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる力を育むため、SDGs*の実現に向けた教育を推進します。

英語をはじめとした外国語教育の充実

- 児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、小・中学校、高等学校の一貫した外国語教育を重視し、教員の指導力や専門性を向上させるほか、高等学校への外国語指導助手の適切な配置などに取り組みます。



▲グローバルリーダー育成プロジェクト シンガポール模擬国連研修▼



施策指標

地域の歴史や自然について 関心があると回答した児童生徒の割合

小学校5年生 **69.0%** (令和5年度) ▶ **80.0%** (令和10年度)

中学校2年生 **47.4%** (令和5年度) ▶ **60.0%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「埼玉県学力・学習状況調査*」の質問調査において、「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然について関心がある」という質問に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合。

伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けるためには、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

郷土教育、伝統と文化に関する教育を推進することにより、小学校で8割の児童が、中学校で6割の生徒が地域の歴史や自然について関心を持つことを目指して、目標値を設定。

中学校・高等学校卒業段階における英語力

中学校卒業段階でCEFR*のA1レベル相当(英検3級等)以上を 達成した生徒の割合

50.1% (令和4年度) ▶ **60.0%以上** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「英語教育実施状況調査」において、中学校卒業段階でCEFR*のA1レベル相当(英検3級等)以上を達成した生徒の割合。

国の第4期教育振興基本計画の指標であり、グローバル社会で活躍するためには、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成する必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国の第4期教育振興基本計画において、中学校卒業段階でCEFR*のA1レベル相当以上を達成した生徒の割合を6割以上にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

高等学校卒業段階でCEFR*のA2レベル相当(英検準2級等)以上を 達成した生徒の割合

42.6% (令和4年度) ▶ **50.0%以上** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「英語教育実施状況調査」において、高等学校卒業段階でCEFR*のA2レベル相当(英検準2級等)以上を達成した生徒の割合。

国の第4期教育振興基本計画の指標であり、グローバル社会で活躍するためには、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成する必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国の第4期教育振興基本計画において、全ての都道府県において、高等学校卒業段階でCEFR*のA2レベル相当以上を達成した生徒の割合を5割以上にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

施策

4

技術革新に対応する 教育の推進

現状と課題

今後、AI*やロボットなど、技術革新の更なる進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）*が到来すると予想される中、複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな価値を生み出す創造性を身に付けて活躍できる人材を育成することが求められています。

そのため、コミュニケーション能力や問題発見・解決能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力とともに、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基本的な知識を身に付けるための取組を推進することが必要です。

また、未来に向けて、新たな価値を創造していくためには、社会の持続的な発展を牽引しイノベーション*の創出につながる次代の科学技術を担う人材や、アントレプレナーシップ*（起業家精神）を備えた人材を育成していく必要があります。

施策の方向性

- コミュニケーション能力、問題発見・解決能力を育成します。
- 子供たちの科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的に考える力を育成します。
- 新たな価値を生み出し、社会の持続的な発展を牽引する人材を企業等と連携して育成します。

主な取組

「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善（施策2にも一部記載）

- 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力*など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。
- ICT*を効果的に活用し、個別最適な学び*と協働的な学び*の一体的な充実を図り、社会で生きていくために必要な資質・能力を育成します。
- 障害特性に応じてICT*を活用することにより、学習上の困難を改善・克服し、障害のある児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばします。

科学技術等への関心を高める取組の推進

- 科学技術や理科・数学、ものづくりに重点を置いたカリキュラムの開発や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的な学習や課題解決的な学習などにより、科学技術等に対する子供たちの関心を高めます。

社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

- 将来、科学技術分野で活躍できる人材を育成するため、大学や研究機関と連携し、生徒の能力・才能の伸長を図ります。
- 企業等の経営者との交流の機会や多様な文化に触れる機会を提供し、生徒自らが答えが一つに定まらない問題に取り組むことにより、豊かな創造性や課題解決能力などの向上を図り、アントレプレナーシップ*を涵養します。

施策指標

データサイエンス*の手法を用いた探究活動*を実施した高等学校の割合

現状値なし ▶ **80.0%**（令和10年度）

指標の定義・選定理由

様々な種類のデータを収集し、それぞれのデータを関連付けて分析するデータサイエンス*の手法を用いた探究活動*を実施した高等学校の割合。

データサイエンス*の手法を用いた探究活動*を通じて科学技術に触れることは、生徒の科学に対する興味と理解を深めることができるため、この指標を選定。

目標値の根拠

8割の高校でデータサイエンス*の手法を用いた探究活動*を実施することを目指し、目標値を設定。

施策

5

人格形成の基礎を培う 幼児教育の推進

現状と課題

人格形成の基礎が培われる幼少期において、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことの重要性が指摘されています。

幼稚園や保育所、認定こども園*は、幼児期の教育について重要な役割を担っており、それぞれの取組を行うに当たっては、子供の教育について第一義的責任を有する家庭との連携・協力とともに、地域との連携・協力が不可欠です。

子ども・子育て支援制度*に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児が適切な教育・保育を受けられるようにするため、幼稚園・保育所がそれぞれの特長を生かした教育・保育を提供できるようにするだけでなく、両者の一体的な提供が求められています。

また、小学校生活に適應できない「小1プロブレム*」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園*と小学校との十分な連携が課題となっています。

幼稚園・保育所・認定こども園*などの施設や機能を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。

施策の方向性

- 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上を図ります。
- 子ども・子育て支援制度*に基づく教育・保育の提供に向けた取組を推進します。
- 子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用して、子育て支援の充実を図ります。

主な取組

家庭や地域と連携した幼児教育の推進

- 幼稚園教育要領*、保育所保育指針*や幼保連携型認定こども園教育・保育要領*の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園*において、家庭や地域と連携・協力しつつ、生きる力の基礎を育む幼児教育を推進します。
- 小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。

幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上

- 幼児理解を深めるとともに、幼児一人一人に対応した指導方法の工夫・改善を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象に、キャリアステージに応じた研修などを実施します。

認定こども園*の設置促進

- 認定こども園*の設置を促進し、質の高い教育や保育サービスを提供します。

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教員との相互交流や合同研修の開催、幼児教育に関する専門的な知識を有する指導者の派遣、幼児と児童の様々な交流活動など、幼保小が協働して実施する「架け橋期*」の教育を推進します。
- 各地域の実態に応じて、教育課程の接続に向けた市町村や小学校単位での協議会などの実施を促進します。

幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用した子育て支援の充実（施策22にも記載）

- 幼稚園・保育所・認定こども園*の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点*の運営を支援し、子育てや親としての育ちを支援します。

施策指標

幼児教育施設と小学校との接続を意識した教育課程の編成や指導計画を作成した小学校の割合

16.7% (令和4年度) ▶ 50.0% (令和10年度)

指標の定義・選定理由

幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園*）と小学校との接続を意識した教育課程の編成や指導計画を作成したと回答した小学校の割合。

幼児期の教育と小学校教育との接続による「架け橋期*」教育を推進することが重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定。

目標

Ⅱ

豊かな心の育成

施策

- **施策6**
豊かな心を育む教育の推進
- **施策7**
いじめ防止対策の推進と
生徒指導の充実
- **施策8**
人権を尊重した教育の推進

施策

6

豊かな心を育む 教育の推進

現状と課題

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会*の実現につながります。

あらゆる他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出す社会性を育てていくことが求められます。

令和5年(2023年)4月には、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

このことを踏まえ、人権教育等による子供の権利等の理解促進、教育相談の充実などによる子供が安心して学べる環境の整備が必要です。

また、少子化やデジタル化が進む中、現代の子供たちにはリアルな体験が不足していることが指摘されています。体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また他者と協働することにより共生社会*の実現につながる意義を有しており、コロナ禍*により機会が減少した様々な体験活動について、その機会の充実を図っていくことが求められます。

さらに、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、他者の意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、子供たちが道徳的な課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、多様な人々と協働して学ぶ態度を育むことも重要です。

加えて、読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子供の読書活動の充実を図っていくことが大切です。

そして、学校における部活動は、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感^{かん}の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。



社会奉仕活動

施策の方向性

- 子供の権利や最善の利益を擁護するための取組を推進します。
- 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
- 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。
- 部活動の持続可能な運営体制を整えます。



特色ある体験活動の様子（田植え・稲刈り）

主な取組

子供の権利利益を擁護するための取組の推進

- 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、子供の権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。
- 人権教育等を通じて、子供の権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。

体験活動の推進

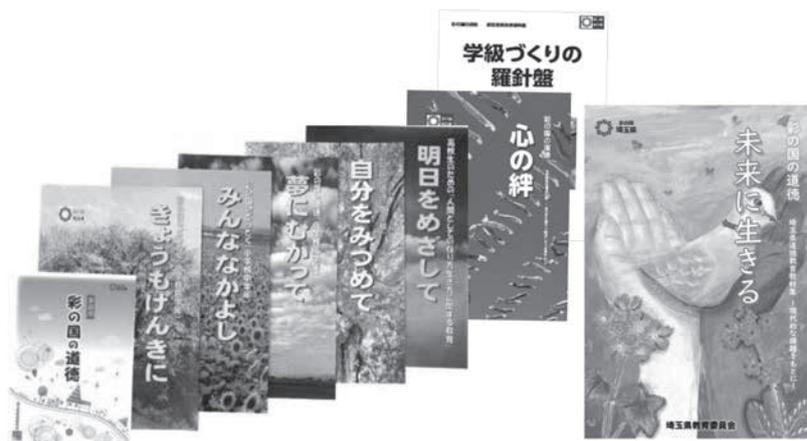
- 自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- 発達段階に応じて職業に触れる体験や企業・社会福祉施設での職場体験など、勤労観・職業観を育成する体験活動を推進します。
- 小・中学校が学校周辺の農地などを活用して農業体験活動を行う「学校ファーム*」の取組の充実を図ります。
- 高等学校では、地域や学校の実態等に応じた就業やボランティアに関わる体験的な学習について、より一層の充実を図ります。
- 特別支援学校においては、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえつつ、企業等での職場実習に参加するなど卒業後の進路を意識した体験活動を実施します。
- 登校への不安や家庭環境などに課題を抱える子供たちに対して、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感やコミュニケーション能力、社会性、学習意欲・就労意欲の向上を図ります。

規律ある態度の育成

- 「埼玉県学力・学習状況調査*」の質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。

道徳教育の充実

- 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳*」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳*」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。
- 小・中学校、特別支援学校において、教育活動全体を通じて道徳教育が行えるよう、各学校で道徳教育の推進を主に担当する道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。
- 子供の夢と豊かな心を育むため、道徳の授業などにおいて、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。



本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」

読書活動の推進（施策2にも記載）

- 家庭・地域・学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

持続可能な部活動の運営（施策10にも記載）

- 生徒の多様なニーズに対応するとともに、生徒一人一人の健全な成長につながる部活動を推進するため、教員や部活動指導員、外部指導者の指導力向上のための研修を実施します。
- 部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、部活動指導員や外部指導者の活用を進めます。
- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- 生徒のニーズや学校の実態などに対応できるようにするため、適切な部活動の設置や複数校による合同部活動の取組を進めます。
- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動*の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。



施策指標

児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況

小学校 **85.0%** (令和5年度) ▶ **100%** (令和10年度)

中学校 **86.1%** (令和5年度) ▶ **100%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県が設定した「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目の割合。

「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定。

施策

7

いじめ防止対策の推進と 生徒指導の充実

現状と課題

いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、学校と家庭、地域社会、関係機関とが連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを児童生徒が理解し、いじめをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。

また、本県の暴力行為発生件数は依然として多く、暴力行為をはじめとした子供たちの非行・問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図り、取組を進める必要があります。

さらに、生徒指導上の諸課題を未然に防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点も必要です。

少年非行については、全体的に減少傾向にはあるものの、特殊詐欺等への加担や、大麻をはじめとした薬物を乱用して検挙される少年が後を絶たないなど、予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。





施策の方向性

- 「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- 子供たちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ・非行・問題行動等の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- いじめ・非行・問題行動等を未然に防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制の充実を図ります。
- いじめ・非行・問題行動等に対して組織的に対応する指導体制の充実を図るとともに、学校や教職員は、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導*を推進します。
- いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子供を守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。
- 非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援します。

主な取組

いじめ防止対策の推進

- 「いじめ防止対策推進法」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止の取組やいじめ重大事態発生時の適切な対応等に関する教職員の対応力を向上させるための研修などの充実を図ります。
- 学校において、児童生徒の人権感覚を育成するため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」を実施します。
- いわゆるネットいじめやネットトラブルなどから子供を守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発、児童生徒自身によるインターネット利用に関するルールづくり活動等の推進に取り組みます。
- いじめ問題に対して、警察や少年鑑別所等と相互に連携して取り組むため、日常的に情報共有する体制の強化を図ります。
- 「いじめ撲滅強調月間」（11月）を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。

教育相談活動の推進（施策14にも記載）

- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- ICT*を活用した相談体制の充実を図ります。

児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実

- 各学校の生徒指導体制を確立し、関係機関との連携・協働を推進することで、生徒指導上の諸課題に対して組織的に対応する指導体制の充実を図ります。

発達支持的生徒指導*の推進

- 全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導*を推進します。
- 教職員を対象とした研修を実施し、教職員の発達支持的生徒指導*についての理解を深めます。

児童生徒の自殺予防対策の推進

- 心の不調に早期に気付く力やSOSの出し方等に関する教材の活用など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上*に取り組むことで、児童生徒の自殺予防教育を推進します。
- 児童生徒の自殺を予防するため、児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、ICT*を効果的に活用した相談体制の充実を図ります。

非行・問題行動の防止

- 非行・問題行動の防止に対して、警察や少年鑑別所等と相互に連携して取り組むため、日常的に情報共有する体制の強化を図ります。
- 非行防止教室や薬物乱用防止教室の充実を図るとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。

青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策23にも記載）

- メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- 学習指導要領*に基づき情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

立ち直り支援策の推進

- 関係機関や民間団体と連携して、非行少年などに対する相談をはじめとした立ち直り支援に取り組めます。

施策指標

いじめの解消率

97.9% (令和4年度) ▶ **100%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、解消された件数の割合。

いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によって、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを全て解消することを目指し、目標値を設定。

施策

8

人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、インターネットによる誹謗中傷、感染症などを理由とした差別のほか、LGBTQ*や外国人に対する偏見など、様々な人権課題が生じています。

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会*の実現に向けて、発達段階に応じて、人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする子供を育成するための取組を推進する必要があります。

また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育の充実を図ることが必要です。

さらに、県内の児童相談所における児童虐待*相談対応件数は、令和4年度（2022年度）は18,877件で、過去最多となり、児童虐待*防止の取組の充実が求められています。

加えて、弱い立場に置かれた子供・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘される中、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進する必要があります。

施策の方向性

- 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育成します。
- 様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待*の早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

学校・家庭・地域における人権教育の推進

- 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催します。
- 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、学校・家庭・地域における人権教育を推進するため、人権教育実践報告会を開催するほか、指導者の研修などに取り組みます。

人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

- 児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- 教職員対象の研修や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考える取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進

- 子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- 児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領*に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。

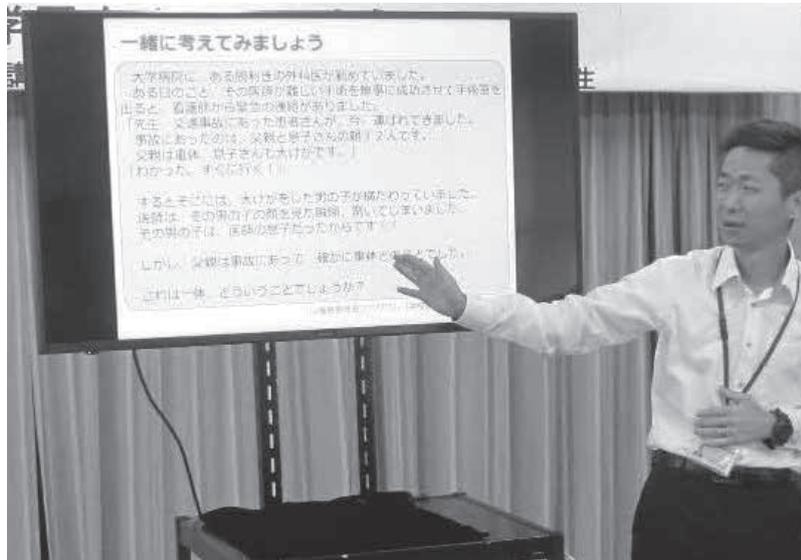
様々な人権課題に対応した教育の充実

- 学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、LGBTQ*や障害のある人、外国人などへの偏見や差別、同和問題（部落差別）やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。



虐待から子供を守る取組の推進

- 児童虐待*から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などを対象とした研修の充実を図り、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待*防止の取組を推進します。



人権感覚育成プログラム授業の様子



「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合

現状値なし ▶ **100%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した小・中・高等学校の割合。令和5年度までに全ての学校で「人権感覚育成プログラム」を活用することができるよう、指導者の育成を行った。同プログラムを活用した実践が全ての学校で確実に行われるよう、この指標を選定。

目標値の根拠

全ての小・中・高等学校で人権感覚育成のための参加体験型の授業等が実施されることを目指して、目標値を設定。



人権感覚育成プログラム

目標

Ⅲ

健やかな体の育成

施策

- 施策9
健康の保持増進
- 施策10
体力の向上と学校体育活動の推進

施策

9

健康の保持増進

現状と課題

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図る必要があります。「全国学力・学習状況調査*」における質問紙調査の結果では、「毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合」が令和元年度（2019年度）以降減少しています。コロナ禍*における臨時休業や分散登校、部活動の停止等の児童生徒の生活習慣への影響も懸念されており、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、健康課題が複雑化・多様化しており、学校・家庭・地域の医療機関等の連携による保健管理等を推進する必要があります。

発達段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育を推進することが必要です。

また、社会状況の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にあります。子供たちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。

さらに、スマートフォンをはじめとする情報機器に接する時間の増加により、子供たちの生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められます。

施策の方向性

- 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図ります。
- 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。

主な取組

学校保健の充実

- 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。
- 生活習慣の乱れが要因の一つと考えられている心臓病、脳血管疾患、歯周病などの疾病について、正しい知識の啓発を図り、生活習慣病*の予防に努めます。
- がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識、命の大切さに対する理解を深めるため、外部講師を活用するなど、がん教育を推進します。
- メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、児童生徒の現代的な健康課題への対応について、学校・家庭・地域の医療機関等が連携して取組を進めます。
- 児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシー*について、教職員研修の実施や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進

- 妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。

薬物乱用防止教育の推進

- 大麻などの麻薬、危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の情報等を教育内容に取り入れるとともに、養護教諭や学校保健担当者への研修の実施等、薬物乱用防止に向けた取組を進めます。

食育の推進

- 子供たちに望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- 栄養教諭をはじめとする学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業等における具体的な指導方法や学校全体での食育の推進等に関する研修の充実を図ります。
- 学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の使用割合の向上と併せて、「食」に対する理解・関心を高めます。

基本的な生活習慣の確立に向けた支援

- 生涯にわたって健康な生活を送る基礎を築くため、学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの規則正しい生活習慣や歯・口の健康づくりに関する取組を進めます。
- 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、子供が主体的に情報機器を適切に利用できるようなする取組を促進します。



▲栄養教諭との授業の様子▼



施策指標

毎日朝食を食べている児童生徒の割合

小学校6年生 **84.4%** (令和5年度) ▶ **90.0%** (令和10年度)

中学校3年生 **78.2%** (令和5年度) ▶ **90.0%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「全国学力・学習状況調査*」において、毎日朝食を食べている児童生徒の割合。

国の第4期教育振興基本計画の指標であり、食育の推進では、子供たちの「望ましい食習慣」の育成を目指している。毎日朝食を食べる習慣は、「望ましい食習慣」の基本であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

全国的に毎日朝食を食べる児童生徒が減少傾向にある中で、小学校・中学校ともに全国トップの水準になることを目指し、目標値を設定。



食育連携企業との授業の様子

施策

10

体力の向上と 学校体育活動の推進

現状と課題

本県の子供たちの体力は、小学生、中学生、高校生のそれぞれにおいて、低下傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少していることなどが要因の一つと考えられます。また、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供たちに運動習慣が身に付くようにすることが大切です。

学校における部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。

しかし、少子化が進展する中、学校における部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携や合同部活動の取組など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

施策の方向性

- 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- 部活動の持続可能な運営体制を整えます。

主な取組

児童生徒の体力の向上

- 児童生徒一人一人の「体力向上目標値」を設定し、体力向上のためのプログラムや資料を提案するなど、きめ細かな指導の実践に取り組みます。
- 体力テストの結果を小学校段階から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力が確実に伸びる教育に取り組みます。
- 児童生徒が自分の健康や体力に関心を持ち、運動を楽しめる体育の授業や体育的活動を実践することにより、主体的に運動に取り組む児童生徒を育成します。

体育的活動の充実

- 体育的活動における事故防止や効果的で安全な授業を実践するため、スポーツ医・科学等に基づく研修等を実施し、教員の資質向上を図ります。

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- 児童生徒が運動・スポーツの楽しさを実感できる体育の授業や体育的活動などを通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。

持続可能な部活動の運営（施策6にも記載）

- 生徒の多様なニーズに対応するとともに、生徒一人一人の健全な成長につながる部活動を推進するため、教員や部活動指導員、外部指導者の指導力向上のための研修を実施します。
- 部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、部活動指導員や外部指導者の活用を進めます。
- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- 生徒のニーズや学校の実態などに対応できるようにするため、適切な部活動の設置や複数校による合同部活動の取組を進めます。
- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動*の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。



▲外遊びの様子▼



体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合

小学校	78.1% (令和5年度)	▶	86.0% (令和10年度)
中学校	81.3% (令和5年度)	▶	89.0% (令和10年度)
全日制高等学校	87.0% (令和5年度)	▶	90.2% (令和10年度)

指標の定義・選定理由

各学校で実施している体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童生徒の割合。

客観的な基準により、体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値（小学校85.0%、中学校88.0%、全日制高等学校90.0%）から、小・中学校は2年間で更に1ポイント、全日制高等学校は2年間で更に0.2ポイント高めることを目指し、目標値を設定。



▲新体力テストの実施▼



目標
IV

自立する力の育成

施策

- 施策11
キャリア教育・職業教育の推進
- 施策12
主体的に社会の形成に参画する力の育成

施策

11

キャリア教育*・ 職業教育*の推進

現状と課題

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける必要があります。

AI*やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められると見込まれ、これからの時代の働き手に必要となるスキルが今後変容していくことが予測されています。

このような社会の大きな変化が見込まれる現状において、子供たちが社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応するためには、新しいものを創り出す創造力や、多様な人々と協働しチームで問題を解決するといった能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることが必要です。

そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進することが大切です。

施策の方向性

- 学校において、家庭や地域・企業と連携して、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*を推進します。
- 学校において、家庭や地域・企業と連携した就職支援に取り組みます。
- 子供たちが自分の興味・関心と働くことを関連付け、働くことへの関心・意欲を高められるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- 専門高校や専修・各種学校などにおいて、地域産業などを支える人材を育成するため、実践的で高度な専門的知識・技能の習得を図る産業教育に取り組みます。

主な取組

小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*の推進

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、「キャリアパスポート*」等を活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*を推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。
- 中学校では、生徒が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- 高等学校では、家庭や地域・企業との連携を強化し、生徒の就職を支援する取組を推進します。

障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育*・職業教育*の推進（施策13にも記載）

- 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
- 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育*・職業教育*の充実に組織的に取り組みます。
- 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ICT*を活用した教育などを進めます。
- 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動、企業等を対象とした学校公開の実施を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援を推進することにより、一般就労の拡大を図ります。

企業等と連携した職場体験活動などの充実

- 全ての県立高等学校の生徒が参加できるよう、企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ*、就職相談を地域や企業、関係機関等と一体となって実施します。
- 企業や関係機関等と連携・協力し、子供たちがものづくりの大切さを実感できる体験活動などを通じて、将来の本県の産業界を担う人材を育成します。

専門高校における産業教育の推進

- 専門高校の生徒の技術力・創造性や課題解決能力、コミュニケーション能力などの向上を図るため、生徒による学習成果の発表の場である埼玉県産業教育フェア*の開催などを進めます。
- 地域の産業を担う人材を育成するため、専門高校の教育施設・設備の整備・充実を図ります。

専門高校拠点校の整備

- 先端産業分野で活躍できる人材の育成を目指した工業・情報教育の拠点となる学校を整備します。

地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成

- 専門高校専攻科や高等技術専門校*などにおいて、地域や産業の発展に貢献できる力を身に付けた専門的職業人を育成します。また、専修・各種学校における専門的人材を育成する教育を支援します。
- 県立大学では、保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、様々な分野の専門職と連携・協働して人々の健康と生活を総合的に支えていくことのできる人材を育成します。



工業高校の実習風景



探究型インターンシップの様子



未来の職業人材育成事業の様子

施策指標

将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合

小学校6年生 **82.7%** (令和5年度) ▶ **87.0%** (令和10年度)

中学校3年生 **67.8%** (令和5年度) ▶ **74.0%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「全国学力・学習状況調査*」の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。

キャリア教育*を推進することが、将来の夢や目標を描ける児童生徒が増えることにつながることから、この指標を選定。

目標値の根拠

キャリア教育*を推進することにより、全国トップの水準になることを目指して、目標値を設定。

職業体験やインターンシップ*を実施した高等学校の割合

27.5% (令和4年度) ▶ **85.0%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ*実施状況等調査」における公立高等学校(さいたま市立を除く。)の実施率。

職場体験やインターンシップ*の実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、この指標を選定。

目標値の根拠

実施率が令和元年度水準(84.4%)を上回ることを目指し、目標値を設定。

特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(施策13にも記載)

85.9% (令和4年度) ▶ **91.9%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む。)

特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(91.1%)から、2年間で更に0.8ポイント高めることを目指し、目標値を設定。

施策

12

主体的に社会の形成に 参画する力の育成

現状と課題

社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育において、地域社会とも連携しつつ、これからの社会・経済を担っていく子供たちの主体的に社会の形成に参画する力を育むことが求められます。「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行されたことや、選挙権年齢の引下げにより、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けるため、意見表明による主体性の育成や主権者教育*などが重要になります。

また、成年年齢の18歳への引下げを契機に若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。そのため、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる力を身に付ける消費者教育などが重要になります。

さらに、持続可能な社会*の創り手を育成するため、環境問題や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。

加えて、将来、子供たちが社会的に自立した存在になるためには、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。



施策の方向性

- 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、主体的に社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成します。
- 自立した消費者としての責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成します。
- 持続可能な社会*の創り手となる力を育成します。
- 他者と連携・協働していくための力を育成します。



主な取組

子供の意見表明による主体性の育成

- 社会と関わる中で、様々な課題を自分事として捉え、その解決に向けて意見を表明する活動を通して、子供の主体性を育む教育を推進します。
- 児童生徒が主体となって、自身に関わるルール等の制定や見直しの過程に参画する取組を推進します。

主権者教育*の推進

- 政治に参加するための自覚を育成するとともに、納税やボランティアなどに対する積極的な態度やより良い社会を実現していく上で主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成するため、学習指導要領*に基づき主権者教育*を推進します。

消費者教育の推進

- 一人一人が消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするため、外部講師を活用した授業や消費者教育教材の活用など、学習指導要領*に基づき消費者教育を推進します。

環境教育の推進

- 発達段階に応じて、関係機関と連携し、学習指導要領*に基づき教科等横断的に環境教育を推進します。

SDGs*の実現に向けた教育の推進（施策3にも記載）

- 地球規模課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる力を育むため、SDGs*の実現に向けた教育を推進します。

多様な人材と協働する力の育成

- 探究的な学習や体験活動を通じ、多様な他者と協働しながら主体的に学び、話し合い、考えの統合を図ることなどにより、コミュニケーション能力や問題解決能力などの協働する力を育みます。

施策指標

主体的に社会に参画していく力を育成するために
外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合

51.0% (令和4年度) ▶ **100%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

高等学校において主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。

主体的に社会の形成に参画する力を育成するため、外部機関と連携し、政治・経済活動等を実践的に学ぶことが有効であると考えられるため、この指標を選定。

目標値の根拠

全ての高等学校で主体的に社会の形成に参画する力を育成するために外部機関と連携した取組を実施することを目指し、目標値を設定。



目標

V

多様なニーズに対応した 教育の推進

施策

- 施策13
障害のある子供への支援・指導の充実
- 施策14
不登校児童生徒・
高校中途退学者等への支援
- 施策15
一人一人の状況に応じた支援

施策

13

障害のある子供への 支援・指導の充実

現状と課題

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会*の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。

平成26年(2014年)に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会*の実現に向けて我が国の法制度も大きく変化しています。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められます。

本県では、これまでインクルーシブ教育システム*の構築に向け、支援籍*学習を進めるなど障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導*、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場*の充実に取り組んできました。

今後も、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備をはじめ、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、発達障害*を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる多様な学びの場*の整備が必要です。

令和3年(2021年)には、「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、今後、医療的ケア児*に対する教育を行う体制の拡充も求められます。

また、教員の専門性の向上や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導・支援を切れ目なく行う体制の整備、県立特別支援学校における過密状況への対応、障害のある子供の自立と社会参加に向けた一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実を図ることが課題となっています。

さらに、障害のある教職員が身近で働いていることは、障害のある人に対する児童生徒の理解が深まるとともに障害のある児童生徒にとってロールモデルとなるといった効果が期待されます。このようなことから、障害者雇用を推進していく必要があります。



チームぴかぴかの活動の様子

施策の方向性

- 共生社会*の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備をはじめ、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場*の充実を図るとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目ない指導や支援の体制を整えます。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育*・職業教育*を推進します。
- 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援します。

主な取組

インクルーシブ教育システム*の構築の視点に立った特別支援教育の推進

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、発達障害*を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導*、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場*の整備を進めます。
- 特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。
- 高等学校における通級による指導*を推進します。
- 特別支援学校のセンター的機能や臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を進めるとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目ない支援体制を整えます。
- 各市町村との連携の下、学校において障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ支援*学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。
- 発達障害*を含む障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、市町村とともに関係機関と連携して幼稚園や保育所などに対する支援を行い、切れ目ない相談体制を整備します。

教職員の特別支援教育に関する専門性向上

- 免許法認定講習を継続的に実施し、特別支援学校教諭免許状の取得促進を図ります。
- 管理職をはじめ教職員に対して、特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への支援方法に関する研修を実施し、指導体制の充実を図ります。

特別支援学校などにおける医療的ケア*の充実

- 学校における医療的ケア*の充実を図ります。

障害のある子供たちの自立と社会参加を目指した キャリア教育*・職業教育*の推進 (施策11にも記載)

- 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
- 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育*・職業教育*の充実に組織的に取り組みます。
- 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ICT*を活用した教育などを進めます。
- 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動、企業等向け学校公開の実施を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大を進めます。

障害者雇用の推進 (施策17にも記載)

- デジタル化の進展やテレワーク*などの新たな働き方の拡大を踏まえ、障害のある職員の新たな職域、職務の開拓に取り組み、障害者の雇用を計画的に拡大します。
- 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、障害のある教職員同士の交流を促進するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。
- 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。
- 障害者を対象とした教職員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教職員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育*の幅を広げる取組を推進します。

障害のある子供たちの生涯学習の推進

- 障害のある子供たちが豊かで充実した生活を送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツなどに親しむ機会を設け、生涯にわたる多様な学習活動の充実を目指す取組を進めます。



職業教育の授業の様子

施策指標

特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率 (施策11にも記載)

85.9% (令和4年度) ▶ 91.9% (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合 (内定を含む。)

特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(91.1%)から、2年間で更に0.8ポイント高めることを目指し、目標値を設定。

施策

14

不登校児童生徒・ 高校中途退学者等への支援

現状と課題

本県の不登校児童生徒数は小・中学校で近年大幅に増加しており、令和3年度（2021年度）に初めて1万人を超えました。とりわけ、小学生の増加が著しく、不登校の低年齢化の傾向が見られます。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。

また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりの推進が求められます。

加えて、本県の不登校児童生徒の約4割が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状況があります。不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備など、支援の充実を図る必要があります。

不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。

高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は過去10年間において減少傾向にあります。依然として毎年1,000人程度の中途退学者がおり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適應」を挙げる割合が高くなっており、生徒にとって安心感、充実感が得られるより良い学校づくりの推進や、生徒が自分自身を見つめ直し、高校生活に意義を感じることができるような対策を進める必要があります。

また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築が求められます。



不登校生徒支援教室「いっぽ」での授業の様子

施策の方向性

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。
- 個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。
- 不登校などを経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供します。
- 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進します。



不登校の子供を支えるためのセミナー

主な取組

教育相談活動の推進（施策7にも記載）

- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- ICT*を活用した相談体制の充実を図ります。

不登校の未然防止の推進

- 不登校の未然防止を図るため、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

不登校児童生徒への支援の推進

- 教育相談体制の充実等により、不登校の初期段階にある児童生徒に対する早期の支援に努めるとともに、市町村の設置する教育支援センター*の機能強化に向けた指導・助言や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）*の設置促進、民間団体との連携による支援など多様な学びの場の充実を図ります。

意欲に応える学習機会の提供

- 中学校で不登校などを経験した生徒の意欲に応える学習機会を提供するため、高等学校において基礎・基本の学び直しの取組や定時制課程・通信制課程の教育の充実を図ります。

高校中途退学防止対策の推進

- 高校生の中途退学防止を図るため、生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進します。
- 学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労や社会貢献などの体験活動を実施するとともに、個別の学習支援などを行い、基礎学力の定着に取り組めます。
- 高校生の中途退学を防止するため、各学校において、地域や関係機関などと連携した取組を進めます。
- 中学校における進路指導の充実を促すとともに、中学校と高等学校との連携などを推進します。

高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

- 地域若者サポートステーション*などの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。

施策指標

小・中学校に在籍する不登校児童生徒が 学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合

59.5% (令和4年度) ▶ **85.0%以上** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

教育支援センター*など学校外における機関等で相談・指導を受けた、もしくは、学校内において養護教諭やスクールカウンセラーなどによる専門的な相談・指導を受けた公立小・中学校の不登校児童生徒の割合。

不登校児童生徒の多様で適切な教育機会を確保していくためには、教育支援センター*における支援の充実や民間団体・民間施設等との連携を進め、不登校児童生徒の相談や指導につなげることが重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(85.0%)を踏まえ、これを更に高めることを目指し、目標値を設定。

公立高等学校における中途退学者の割合

全日制 **0.87%** (令和4年度) ▶ **0.79%** (令和10年度)

定時制 **6.20%** (令和4年度) ▶ **5.60%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合。
中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

全日制は、埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(0.81%)から、2年間で更に0.02ポイント減少させることを目指し、目標値を設定。

定時制は、現状値を基準とし、埼玉県5か年計画の年度ごとの削減目標幅と同等ペースで減少させることを目指し、目標値を設定。

一人一人の状況に応じた支援

現状と課題

外国人児童生徒等の増加、ヤングケアラー*の顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等により、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

家庭の経済状況によって進学等を断念することがないよう、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。また、生まれ育った環境にかかわらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

日本語指導が必要な児童生徒については、学校生活へ円滑に適應できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。

令和2年(2020年)に「埼玉県ケアラー支援条例」、令和4年(2022年)には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

18歳未満のケアラーと定義されたヤングケアラー*は家庭環境により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーの自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。学校における早期発見と適切な支援につなげるとともに、全ての児童生徒に対しヤングケアラー*への理解を促進することが必要です。

また、どの学校にもLGBTQ*の児童生徒が在籍する可能性があることに鑑み、性の多様性に関する理解増進を図るとともに、LGBTQ*の児童生徒に対し、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を進めることが重要です。

さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)への支援など、多様なニーズに応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。

加えて、社会経済的な背景などにより学力に課題のある子供たちを支援することや、教職員と心理や福祉等の専門家がチームとして連携・分担しながら様々な課題を抱える子供たちを支援することが求められています。

施策の方向性

- 経済的理由によって進学等を断念することがないよう、経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- ヤングケアラー*である児童生徒を支援するとともに、ヤングケアラー*に関する理解促進を図ります。
- 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒への教育を支援します。
- LGBTQ*の児童生徒を支援するとともに、性の多様性に関する理解促進を図ります。
- 中学校夜間学級における体制整備を支援します。
- 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。



のびのびチャレンジ事業の様子



市町村ヤングケアラーサポートクラスの授業の様子

主な取組

経済的に困難な子供への支援

- 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、給付型の奨学のための給付金や貸与型の奨学金による支援を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料・入学料を減免します。
- 家庭環境にかかわらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、補充的な指導など、きめ細かな指導を学校において実施します。
- 家庭の経済状況により体験活動の経験が十分でない子供に対して、げんきプラザなどを活用し、様々な体験活動の機会を提供します。
- 経済的に困難な児童生徒を早期の段階で福祉制度につなぐことができるよう、学校を窓口とした福祉関係機関との連携に取り組みます。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づく学習支援の活用など、福祉関係機関と連携し、子供の状況に配慮した支援に取り組みます。

日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

- 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

ヤングケアラー*への支援

- 児童生徒及び教職員等を対象とした講演会や研修を実施するなど、ヤングケアラー*に関する理解の促進を図ります。
- 学校において把握したヤングケアラー*を適切に支援につなげるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、支援に必要な情報の共有など福祉関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

学力に課題のある児童生徒への教育支援

- 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒を支えるため、学校における教育支援を推進します。
- 学力に課題を抱える児童生徒を支えるため、地域の人材等を活用した市町村の取組を支援します。
- 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

LGBTQ*の児童生徒への支援

- 児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。
- 学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

中学校夜間学級の支援

- 教職員の配置や連絡協議会を通じた指導・助言などにより、中学校夜間学級における体制整備を支援します。

児童生徒の抱える様々な課題への支援

- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- ICT*を活用した相談体制の充実を図るなど、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。

施策指標

帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数

400人 (令和4年度末) ▶ **1,000人** (令和10年度末)

指標の定義・選定理由

帰国・外国人児童生徒と接するときの心構えや日常生活に必要な日本語の指導に関する研修を受講した小・中学校の教員数。

帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導について、より多くの教員の指導力を向上させる必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

毎年100人以上に対して研修を実施し、日本語指導の指導力が高い教員を増やすことを目指し、令和10年度までの累計値として目標値を設定。

目標 VI

質の高い学校教育を 推進するための 環境の充実

施策

- 施策16
教職員の資質・能力の向上
- 施策17
学校の組織運営の改善
- 施策18
魅力ある県立高校づくりの推進
- 施策19
子供たちの安心・安全の確保
- 施策20
学習環境の整備・充実
- 施策21
私学教育の振興

施策

16

教職員の資質・能力の向上

現状と課題

次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加や、教職員の長時間勤務による負担の大きさ等を背景に、教員採用選考試験の志願者数の減少や未配置・未補充などの教員不足の課題も生じています。

そのような中、学校教育の質の維持向上を図るためには、きめ細かな人物重視の選考を進め、優秀な人材の採用に努めるとともに、採用後も指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。

そのため、新たな教師の学びの姿*の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、個別最適な教職員の学びや協働的な教職員の学びの充実を図る必要があります。効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを共有し、学校の実情に応じて活用できるようにすることも大切です。

また、教職員の人事評価制度*を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上を図っています。

他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。平成30年(2018年)7月に策定した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、様々な不祥事防止対策に取り組んでいますが、教職員による不祥事が無くならない状況にあります。令和5年(2023年)5月に改訂した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、引き続き不祥事根絶に向けた取組を推進し、県民からの信頼回復に努めていく必要があります。

また、教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、教科書発行者と関わる教職員の服務規律を確保するとともに、教科書の採択権者である教育委員会はその権限と責任を自覚し、教科書採択を公正かつ適正に行わなければなりません。

さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

施策の方向性

- 教育への情熱を持った優れた教職員を確保します。
- 教職員のキャリアステージに応じた研修や教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- 効果的な取組を行っている教職員の知識や技能を共有し、活用を図ります。
- 教職員の人事評価制度*を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組めます。
- 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進などにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。
- 教職員に対し、ガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」の徹底を図ります。
- 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど、教職員を支援するための取組を進めます。





▲彩の国かがやき教師塾による講義及び課題研究発表会の様子▼



彩の国かがやき教師塾受講生による学校ボランティア体験の様子

主な取組

優れた教職員の確保

- 優秀な人材を採用するため、人物重視の選考に取り組むとともに、受験資格を拡充するなど採用選考試験の内容や方法を工夫・改善します。
- 県内の大学などと連携し、本県の教員を目指す学生の資質・能力の向上に取り組めます。
- 教員志望者を増やすため、大学生や高校生、社会人を対象に教員の魅力などを伝える説明会を実施します。
- 民間企業等で培った優れた知識や経験を学校現場で生かすため、社会人経験者を対象とした教員採用選考試験を実施します。

教職員研修と調査研究の充実

- 個性に即した個別最適な教師の学びや、教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくための協働的な教師の学びなど、新たな教師の学びの姿*の実現に向けて、授業力の向上などを目指し、教職員のキャリアステージに応じた総合的・体系的な研修などの充実を図ります。
- 教育に関する実践的かつ先導的な調査研究を行い、研究成果や優れた実践例、様々なデータなどを蓄積し、提供することで教育活動の工夫・改善に生かします。
- 大学や研究機関など、外部機関と連携した先進的な研究や研修を実施します。

指導技術の共有の推進

- 優れた授業の動画配信や「埼玉県学力・学習状況調査*」を活用した指導力向上等の取組を通して、教員の中で培われてきた指導技術を共有し、活用を図ります。
- ICT*を効果的に活用している事例をホームページ等で発信するとともに、研修等においてICT*を活用した授業を視察し、協議を行うなど、指導・活用方法の共有を図ります。

優秀な教職員の表彰等の実施

- 優秀な教職員を表彰するとともに、表彰を受けた教職員を研修の指導者として活用するなど、その優れた実践を広めます。

教職員の人事評価制度*の活用

- 教職員の人事評価結果を人材育成や任用、給与などの人事管理へ適切に活用します。

指導が不適切である教員への対応

- 指導が不適切である教員に対し指導改善研修を実施するなど、厳正な人事管理を行います。

教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進

- 教員として採用する前の教員養成の段階において、不祥事防止に関する出前講座やロールプレイング演習等を実施し、教員志望者の倫理観の確立を図ります。
- 教員採用時において、観察項目に倫理観を明示し面接試験を実施するなど、教員採用選考試験の工夫・改善を図ります。
- 過去の不祥事について、不祥事に至るまでの経過、不祥事を起こした教職員の心理状況等を綿密に分析し、その結果を「不祥事根絶アクションプログラム」の各種取組等に反映させ、不祥事防止につなげます。
- 集合研修及び各所属で行う職場内研修において、「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等に対する啓発及び児童生徒等からの相談窓口の設置など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に取り組みます。

教科書採択の公正性・透明性の確保

- 教職員及び教育委員会は、機会及び期間を問わず、教科書発行者から一切の金品・歳暮を受け取らず、一切の供応を受けないとするガイドラインの遵守を徹底します。

教職員の心身の健康の保持増進

- 健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する精神科医などによる面接相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

施策指標

「主体的・対話的で深い学び*」に関する研修を受講し
授業を行った教員数（施策2にも記載）

13,144人（令和4年度末）▶20,000人（令和10年度末）

指標の定義・選定理由

「主体的・対話的で深い学び*」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。
児童生徒の「主体的・対話的で深い学び*」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的で深い学び*」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、令和10年度までの累計値として、目標値を設定。

児童生徒がICT*を活用して学びを深めることを
指導できる教員の割合（施策2にも記載）

73.4%（令和4年度）▶100%（令和10年度）

指標の定義・選定理由

文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」に対して、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。

「主体的・対話的で深い学び*」を更に効果的なものとするためには、教員に児童生徒のICT*活用を指導する能力が必要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

児童生徒の端末1人1台環境が整備される中で、「主体的・対話的で深い学び*」を実現するため、全ての教員がICT*を活用して指導できることを目指し、目標値を設定。

教職員の懲戒処分件数

総数 29件 うち管理職 3件（令和4年度）

▶総数 0件 うち管理職 0件（令和6年度～令和10年度の各年度）

指標の定義・選定理由

市町村立（さいたま市立を除く。）小・中・義務教育・特別支援学校及び県立学校の教職員並びに県教育局及び県立の教育機関（県立学校を除く。）の職員の懲戒処分件数。

教職員による不祥事は、県民、とりわけ児童生徒やその保護者、地域住民の信頼を著しく失わせ、決してあってはならないものであることから、この指標を選定。

目標値の根拠

各年度において、懲戒処分ゼロを目指し、目標値を設定。

学校の組織運営の改善

現状と課題

社会が大きく変化する中で、学校における教育活動は多岐にわたり、また、障害のある児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒への対応、学力に課題のある児童生徒への教育支援など、学校が直面する課題も様々です。また、これら学校の直面する課題や役割が拡大していく中で、教職員への負担増や多忙化が指摘されており、教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させる必要があります。

学校が複雑化・多様化する課題に対応し、同時に、学校における働き方改革*を推進するためには、組織として教育活動に取り組む体制へと改善することが必要です。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進し、外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が学校運営や教育指導に携わることのできる学校の実現や、事務職員が校務運営に参画する機会の拡大など、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められます。

また、児童生徒の教育環境を充実させるためには、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担による学校づくりを進め、地域全体で子供たちの成長を支える必要があります。

さらに、県民や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。

また、障害のある教職員の働きやすい環境づくりを進め、障害者雇用を推進する必要があります。

施策の方向性

- 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進します。
- 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- 学校評価*に基づき学校運営や教育活動を改善します。
- 教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革*を推進します。

主な取組

多様な人材との連携・分担体制の構築

- 組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むために必要な専門スタッフなどの配置を進めるとともに、教職員との連携・分担体制を構築します。
- 学校で発生する諸問題の早期解決や適切な対応を図るため、弁護士などの専門家による個別相談を実施します。

リーダーシップを発揮できる管理職の育成

- 教職員の年齢構成が大きく変化する中で、早い時期から管理職としての資質を有する人材を確保するとともに、管理職研修の充実などにより、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。



新任校長研修会



新任教頭研修会



コミュニティ・スクール*の設置と 地域学校協働活動*との一体的取組の推進 (施策23にも記載)

- 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクール*の設置を促進します。
- 幅広い地域住民の参画により子供たちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動*の普及啓発を行います。
- 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。



学校応援団推進事業によるミシンの授業補助の様子



学校評価*の効果的な活用

- 県立学校において、学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立てるため、学校評価*の効果的な活用を図ります。
- 小・中学校においても、学校評価*が学校運営などに効果的に活用されるよう、市町村に働きかけます。



学校における働き方改革*の推進

- 県立学校において、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の充実を図ります。また、「ふれあいデー*」、「ノー部活デー」、「学校閉庁日」、「退校時間」の設定などによる教職員の意識改革と活力向上を、保護者・地域の理解と協力を得ながら推進します。
- 県立学校において、ICT*化の推進や学校への調査等の縮減などによる業務改善を推進します。
- 県立学校において、部活動の外部指導者や専門スタッフなど、教職員以外の人材や地域資源を活用します。
- 小・中学校においても、学校における働き方改革*を推進するため、各市町村を訪問し、業務改善の取組などについて、直接働き掛けるとともに、学校における働き方改革*の好事例を紹介することにより、各学校の取組を支援します。

地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 (施策23、26、28にも記載)

※下線部分は県議会による追加

- 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動*の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めます。
- 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。また、地域クラブ活動については、専門性を有し、子供たちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に取り組みます。
- 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。

障害者雇用の推進 (施策13にも記載)

- デジタル化の進展やテレワーク*などの新たな働き方の拡大を踏まえ、障害のある職員の新たな職域、職務の開拓に取り組み、障害者の雇用を計画的に拡大します。
- 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、障害のある教職員同士の交流を促進するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。
- 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。
- 障害者を対象とした教職員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教職員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育*の幅を広げる取組を推進します。

施策指標

小・中学校における コミュニティ・スクール*数 (施策23にも記載)

891校 (令和5年度) ▶ **全小・中学校** (令和8年度)

指標の定義・選定理由

育てたい子供像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働する仕組みである学校運営協議会を設置している小・中学校数。

コミュニティ・スクール*を増やすことで、学校の組織運営の改善につながるとともに、家庭・地域の連携・協働が推進されることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画の目標年度である令和8年度に、全小・中学校に導入することを目指し、目標値を設定。

施策

18

魅力ある 県立高校づくりの推進

現状と課題

少子高齢化や人口減少、グローバル化やDX*の進展など、社会状況は大きく変化しています。また、県内の公立中学校卒業生数は、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

このような中、本県では、高等学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、未来を担う人材の育成を目指し、それぞれの高等学校の活性化・特色化を推進しています。

高等学校は、生徒一人一人が豊かで幸せな人生を実現し、持続可能な社会*の創り手となるよう、社会の変化や地域の特性、企業等が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められています。また、各高等学校の活性化の観点から、公立中学校卒業生数の減少傾向を踏まえた適正な学校規模を維持していくことが必要となります。

施策の方向性

- 生徒・保護者の教育ニーズに対応するとともに、時代や社会、地域の要請に応え、持続可能な社会*の創り手となる人材を育成するため、学校の現状や地域の状況を見据えながら高等学校の特色化を推進します。
- 高等学校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮した上で、様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進めます。

主な取組

社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり ※下線部分は県議会による追加

- 先端産業分野で活躍できる人材の育成を目指した工業・情報教育の拠点となる学校を整備します。
- 国際感覚を身に付けた国内外で活躍できるグローバル人材の育成などを目指した特色ある学校を整備します。
- 「学校の活性化・特色化方針*」などを活用し、各県立学校の特色の可視化を進めます。
- 新たな中高一貫校、国際バカロレア認定校、高等学校における魅力ある専門学科の新設について、検討を進めます。

適正な学校規模の維持による高等学校の活性化

- 適正な学校規模を下回る高等学校については、教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を進めます。

施策指標

「県立学校魅力発信サイト」の閲覧数

23,162件 (令和4年度) ▶ **57,000**件 (令和10年度)

指標の定義・選定理由

「学校の活性化・特色化方針*」をはじめ、県立学校の魅力を掲載した「県立学校魅力発信サイト」(県ホームページ)の年間閲覧数。

中学生や地域住民をはじめとする県民の、県立学校の魅力の認知度を高めることが重要であり、「県立学校魅力発信サイト」の閲覧は認知度の上昇に寄与するものであることから、この指標を選定。

目標値の根拠

令和10年度の公立中学校3年生(推計56,176人)が、進路希望を決定する際に1人1回は「県立学校魅力発信サイト」を閲覧し、県立高校の魅力を認知してもらうことを目指し、目標値を設定。

施策

19

子供たちの安心・安全の確保

現状と課題

学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや、非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全性を確保することが重要です。

本県に記録的な大雨と被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化しており、浸水対策など学校施設の安全性を確保する必要があります。

また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを身に付けることが求められています。

令和5年（2023年）4月には、「道路交通法」の改正により、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されました。児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校において、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図り、自転車や自動二輪車等の安全利用を推進する必要があります。

また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。

さらに、登下校時などにおける児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など、地域ぐるみで取り組むことが大切です。

施策の方向性

- 児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全性を確保します。
- 児童生徒の危険を予測し回避する能力を育成します。
- 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

主な取組

県立学校施設の安全性の確保

- 児童生徒の安心・安全を確保するため、受変電設備や重要諸室などの浸水対策を実施します。

安全教育の推進

- 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全を学校経営方針に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を推進します。
- 児童生徒が、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、避難訓練等の安全教育を計画的に実施します。また、共助、公助の視点を適切に取り入れ、安心・安全な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。
- 自転車運転に関する講習会などを実施し、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる児童生徒を育成します。また、法律によりヘルメット着用が努力義務化されたことや、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されていることについて啓発します。
- 自動二輪車等の乗車に伴う危険性を正しく理解し、運転マナーや技術を習得できるよう、高校生の運転免許取得者に対して交通安全講習などを実施します。また、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）については、新たな交通ルールの適用について啓発します。



避難訓練

学校と教職員の危機管理能力の向上

- 各学校において、危機管理マニュアル（防災・防犯マニュアル等）を検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう、警察等関係機関と連携し教職員研修の充実を図ります。

自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化

- 大雪、ゲリラ豪雨、竜巻など、過去に経験のない規模の自然災害にも対応できるよう、各学校において、災害や地域の実態を踏まえて危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、実効性のある避難訓練の実施など、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を警察等関係機関と連携し進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用、スクールガード・リーダー*の配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- 通学路の安全点検の実施や事件事故発生マップ*、セーフティーマップの活用など、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組について、警察等関係機関と連携し充実を図ります。



警察と連携した不審者対応訓練

施策指標

警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合

28.2% (令和4年度) ▶ 100% (令和10年度)

指標の定義・選定理由

警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合。

児童生徒を守るためには、不審者の侵入を防ぐための事前の危機管理（門扉の管理、来校者の動線管理、受付簿の管理）が重要である。また、万一侵入を許した際には、児童生徒を安全な場所への誘導することや、警察が到着するまでの時間を稼ぐ必要がある。よって、児童生徒が安心・安全な学校生活を送るためには、警察等関係機関と連携したより実効性のある訓練を実施することが大切であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

全ての学校で警察等と連携した訓練等を実施することを目指し、目標値を設定。



警察と連携した交通安全教育（ヘルメット着用の啓発）

施策

20

学習環境の整備・充実

現状と課題

学校の教育力の維持向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。

学校施設の老朽化対策や、脱炭素化、バリアフリー化を行うことにより、学校施設の機能を維持し、向上させていくことが求められます。

また、学校図書館図書標準*の達成に向けた資料の充実や、学校で使用する教材が十分整備されるよう、計画的に進めていくことが求められています。

さらに、1人1台端末の本格的な活用が進む中、児童生徒の情報活用能力*の育成や、教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化*、子供が抱える様々な課題やニーズの早期発見・早期対応、校務の効率化などの取組を推進するため、より高度な利用に堪え得る無線LAN環境の構築など、デジタルイゼーション*への着実な移行のためのICT*環境を整備していくことも必要です。

加えて、経済的事情にかかわらず全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込めるよう、保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

施策の方向性

- 県立学校施設の機能維持を図るとともに、バリアフリー化などを推進し、安全で快適な学習環境を整備します。
- 県立学校の学校図書館の資料や教材の整備を推進します。
- 教育データを活用した効果的な授業の実現、校務のデジタル化による教職員の業務負担軽減などのため、県立学校のICT*環境を整備します。
- 教育費の負担を軽減し、高校生などの修学を支援します。

主な取組

県立学校施設の整備推進

- 県立学校施設全体の長期保全計画に基づき大規模改修工事を行うとともに、防水対策工事、設備改修工事などを実施します。
- 県立学校のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進します。

県立学校の学校図書館の資料や教材の整備・充実

- 教育活動を充実させるため、県立学校の学校図書館の資料や教材を整備します。

県立学校のICT*環境の整備

- 児童生徒の情報活用能力*の育成や、教育データを活用した効果的な授業の実現などを図るため、ICT*環境を整備します。また、校務処理の効率化を図るため、各県立学校に統合型校務支援システム*を整備します。
- 障害特性に応じた教育の充実を図るため、特別支援学校のICT*環境を整備します。

修学に対する支援

- 県内の高等学校などに在学する高校生などに対して、就学支援金を支給します。
- 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、給付型の奨学のための給付金や貸与型の奨学金による支援を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料・入学料を減免します。



ICTを活用した授業

施策指標

児童生徒がICT*を活用して学びを深めることを指導できる県立学校教員の割合

71.6% (令和4年度) ▶ **100%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」に対して、「できる」、「ややできる」と回答した県立学校の教員の割合。

教職員や児童生徒がICT*を活用しやすい環境の整備が重要であり、環境整備により教員のICT*活用指導力が向上すると考えられることから、この指標を選定。

目標値の根拠

児童生徒の端末1人1台環境が整備される中で、「主体的・対話的で深い学び*」を実現するため、県立学校の全ての教員がICT*を活用して指導できることを目指し、目標値を設定。

施策

21

私学教育の振興

現状と課題

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約95%、高等学校では約30%となっており、私立学校は本県の公教育の一翼を担っています。

私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるようにするとともに、学校現場におけるICT*環境の整備が進むよう、支援を進める必要があります。

また、私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

施策の方向性

- 私立学校の健全な運営を確保するための支援を行います。
- 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援を行います。
- 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を支援します。
- 私立学校において、グローバル教育やICT*教育を進めるための取組を支援します。
- 私立学校における校務の負担を軽減するための取組を支援します。



主な取組

私立学校運営に対する補助

- 教育条件の維持向上を図るとともに、特色ある教育の実施を支援するため、私立学校の運営費などに対して補助を行います。

私立学校の保護者負担の軽減

- 授業料などの経済的負担を軽減するため、保護者に対して補助を行います。

私立学校施設の耐震化や防災機能強化、高機能化等の促進

- 私立学校に通う園児・児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校施設の「耐震化」や「防災機能強化」、「高機能化」を促進するための支援を行います。

グローバル教育とICT*教育の促進

- 私立学校におけるグローバル教育やICT*を活用した教育などの先進的な取組やIT人材の活用等の支援を行います。

校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進

- 教育の質の向上のため、学校現場における教職員の事務負担の軽減となる校務支援システムの導入の支援を行います。

施策指標

統合型校務支援システム*を導入し、 教育の質の向上に取り組む高等学校の割合

69.1% (令和4年度末) ▶ **100%** (令和8年度末)

指標の定義・選定理由

統合型校務支援システム*を導入して、校務の効率化を図り、教育の質の向上に取り組む私立高等学校の割合。

教員の働き方改革*を推進し、教育の質の向上を図るため、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画の目標年度である令和8年度に、全ての私立高等学校において統合型校務支援システム*を導入することを目指し、目標値を設定。

目標
VII

家庭・地域の教育力の向上

施策

- 施策22
家庭教育支援体制の充実
- 施策23
地域と連携・協働した教育の推進

施策

22

家庭教育支援体制の充実

現状と課題

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

家庭は、子供たちの自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、子供たちの学習意欲を高め、家庭における学習習慣などをしっかりと身に付けることも求められています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、家庭教育に関する支援が必要です。

また、地域の子育て支援において、幼稚園・保育所・認定こども園*などが積極的に役割を果たすことの重要性が高まっています。

さらに、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るため、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備することが求められています。



施策の方向性

- 「親の学習*」など、家庭教育に関する学習を推進します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用して、子育てを支援します。
- 小学校入学前までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。
- 仕事と家庭を両立できる環境の整備を促進します。



「親の学習」の様子



家庭教育アドバイザー養成研修会

親の学習

埼玉県家庭教育アドバイザー

「親の学習」プログラム集を
活用した講座の実施

- ・子育ての不安感や負担感の軽減
- ・保護者同士のつながりを促進

埼玉県家庭学習アドバイザー

「埼玉県家庭学習支援プログラム集」を
活用した講座の実施

- ・こどもの学習意欲の向上
- ・家庭での学習習慣の定着

主な取組

「親の学習*」の推進

- 中学生、高校生を対象とした「親になるための学習」や親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。
- 「親の学習*」の充実のため、埼玉県家庭教育アドバイザー*を養成するとともに、家庭を取り巻く環境の変化にも対応できるよう、研修などを通じて指導力の向上を図ります。
- 埼玉県家庭学習アドバイザーを小学校等に派遣し、子供たちの学習意欲の向上や家庭における学習習慣の定着を図ります。
- 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園*やPTA、企業などとも連携して、多様なニーズに応じた家庭教育に関する学習の機会を設けます。

親子のふれあいへの支援

- 親子で集い、専門家などの話を聴く機会を設けることを通じて、親が安心して子育てができるよう、親同士の情報交換やネットワークの構築を支援します。

幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用した 子育て支援の充実（施策5にも記載）

- 幼稚園・保育所・認定こども園*の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点*の運営を支援し、親としての育ちや子育てを支援します。

子育ての目安「3つのめばえ」*の活用促進

- 家庭用リーフレットの配布などを通じて、子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。

働き方の見直しによる仕事と家庭を両立できる環境づくり

- 「多様な働き方実践企業*」の認定制度を通じて、仕事と家庭を両立できる環境の整備を促進します。

「親の学習*」講座の年間実施回数

988回 (令和4年度) ▶ 2,000回 (令和10年度)

指標の定義・選定理由

埼玉県家庭教育アドバイザー*が「親の学習*」プログラムを活用して行う「親の学習*」講座の年間実施回数。

家庭の教育力の向上のためには、講座の実施回数の増加など、学習機会の充実が重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

実施回数が令和元年度の水準(1,879回)を上回ることを目指し、目標値を設定。

子育ての目安 「3つのめばえ」

- 健康で安全な生活をする
- 自分のことは自分でする
- 物を大切にする

他者との関係

- 人と関わる力を身に付ける
- 言葉で伝え合う
- きまりや約束を守る

興味・関心

- 好奇心や探究心をもっていろいろなものに関わる
- 文字や数量などの感覚を豊かにする
- 自分の思いを表現する

ご家庭で、こんな場面はありませんか?
幼児期のお子さんへの関わり方のヒント

生活 使ったおもちゃを片付けるときに・・・

他者との関係 挨拶できずモジモジしている場面・・・

興味・関心 忙しく家事をしているときに、子供に「本を読んでも」とせがまれたけれど・・・

保護者の方へ

はじめから十分な子育てができる人はいません。子供が日々成長するように、保護者も一つずつ学びながら親となっていくべきだと考えてみましょう。子供は、家族との豊かなつながりを基盤にして、大きく育っていくものです。時には少し気を案じて、お子さんに接してみてもいいかもしれません。

子育ての目安「3つのめばえ」 検索

子育ての目安「3つのめばえ」に関連した資料のデータ(ポスター・リーフレット・カルタ等)は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/index.html>

【問合せ先】埼玉県教育 局 局市町村支援部 義務教育指導課
電話番号 048-830-6748 メールアドレス a6750@pref.saitama.lg.jp

「3つのめばえ」リーフレット

施策

23

地域と連携・協働した教育の推進

現状と課題

子供は地域の大人との日常的なふれあいや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けていきます。

そのため、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校と家庭、そして、企業、団体、住民などの地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。

本県では、地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団*」や放課後子供教室*の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの健やかな育成を図ってきました。これらの活動を基礎に、学校と保護者や地域、企業や団体などとの関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供の学びや育ちを支えることが求められます。

学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進することが必要です。

また、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を、学校、地域が連携して確保することが重要です。

さらに、地域の連帯感が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下していることから、市町村における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化が必要です。



PTA主催イベント



PTA及び学校応援団が生徒と共に側溝掃除を行っている様子

施策の方向性

- 「彩の国教育の日*」（11月1日）の取組の推進などにより、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。
- 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動*を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりのため、市町村を支援します。
- 保護者と教職員が連携して進めるPTAなどの活動を支援します。
- 県民・団体・企業など、様々な主体の参画により青少年の健全育成を支援します。
- 学校・家庭・地域・民間団体などと連携し、有害環境から子供たちを守ります。
- 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境整備を進めます。

主な取組

「彩の国教育の日*」の推進

- 「彩の国教育の日*」（11月1日）や「彩の国教育週間*」（11月1日～11月7日）において学校公開などの取組を行い、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。

地域社会との連携・協働による学びの推進（施策2にも記載）

- 様々な分野の知識・能力を持った地域住民や企業、NPOなど、地域社会との連携・協働による学びを推進します。
- 地域住民等に対して地域と学校とが連携・協働することの意義の理解促進を図ります。

コミュニティ・スクール*の設置と地域学校協働活動*との一体的取組の推進（施策17にも記載）

- 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクール*の設置を促進します。
- 幅広い地域住民の参画により子供たちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動*の普及啓発を行います。
- 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。

「学校応援団*」の活動の充実

- 地域全体で目標を共有し、幅広い地域の住民等の参画の下、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。

放課後子供教室*への支援

- 小学校の余裕教室などを活用した子供たちの安心・安全な居場所の整備のほか、地域の住民の参画を得て放課後や週末などに実施している子供たちの活動の充実を図る市町村を支援します。
- 全ての児童の安心・安全な居場所の確保や多様な体験・活動の機会の提供のため、放課後子供教室*と放課後児童クラブ*を連携して実施する市町村を支援します。

PTAなどの活動への支援

- 子供たちの育成に関する研修など、PTA等の活動を支援します。

青少年健全育成活動の促進

- 青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。

青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策7にも記載）

- メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- 学習指導要領*に基づき情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 (施策17、26、28にも記載)

※下線部分は県議会による追加

- 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動*の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めます。
- 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。また、地域クラブ活動については、専門性を有し、子供たちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に取り組みます。
- 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。

施策指標

「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合

47.6% (令和4年度) ▶ 58.0% (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県の「学校応援団*」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。

学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子供を育てることが重要であり、「学校応援団*」の活動を通して地域で子供を育てる意識を高めることが地域と連携・協働した教育の推進に寄与することから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(54.0%)から、2年間で更に4ポイント高めることを目指し、目標値を設定。

小・中学校におけるコミュニティ・スクール*数 (施策17にも記載)

891校 (令和5年度) ▶ 全小・中学校 (令和8年度)

指標の定義・選定理由

育てたい子供像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働する仕組みである学校運営協議会を設置している小・中学校数。

コミュニティ・スクール*を増やすことで、学校の組織運営の改善につながるとともに、家庭・地域の連携・協働が推進されることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画の目標年度である令和8年度に、全小・中学校に導入することを目指し、目標値を設定。

目標
VIII

生涯にわたる学びの推進

施策

- 施策24
生涯学び、活躍できる環境整備
- 施策25
社会教育の推進

施策

24

生涯学び、 活躍できる環境整備

現状と課題

人生100年時代*においては、これまでに培ってきた経験やスキルを生かすだけでなく、生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、社会の激しい変化に対応し、充実した人生を送る上で重要になっています。

生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めていくとともに、学習の成果を働くことや、個人や社会の課題解決につなげていくことができるよう、社会教育施設などにおける生涯学習の機会の充実や、学びの成果を生かすための支援が必要です。

本県ではこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。

今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会人の学び直し（リカレント教育*）をはじめとする学習機会の充実に一層取り組んでいくことが求められます。

また、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた学びの支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- NPO、民間企業等と連携しつつ、県民に豊かな学びを提供します。
- 障害者の生涯を通じた学びを支援します。
- 県立図書館において、県民のチャレンジ支援の充実を図ります。

主な取組

「子ども大学*」の充実に向けた支援

- 大学やNPO、青年会議所、企業、市町村などが連携して実施する「子ども大学*」の自立した運営と内容の充実を支援します。
- 地域人材の活用を促進するなど、「子ども大学*」における県民の学びの成果の活用を支援します。

リカレント教育*の推進と学びの成果の活用の支援

- 学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進します。
- 生涯学習情報発信サイト「生涯学習ステーション」により、指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習活動を支援するとともに、県民が学びの成果を生かす活動を支援します。

げんきプラザを活用した体験活動の充実

- げんきプラザを活用して、青少年をはじめとした県民の体験活動の機会の充実を図ります。

障害者の生涯を通じた学びの支援

- 障害者が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習機会を提供します。
- 障害のある子供の知的好奇心を刺激し、生涯学習への動機付けをする「特別支援子ども大学」を支援します。

県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

- 専門的な資料・情報の収集・提供を行うとともに、県民・企業の課題解決、イノベーション*支援に関する機能の充実を図ります。

施策指標

1年間に生涯学習に取り組んだ人の割合

74.6% (令和4年度) ▶ **78.0%** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県政サポーターアンケートにおいて、「この1年間に取り組んだ生涯学習活動の経験の有無」に「経験した」と回答した人の割合。

生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(76.0%)から、2年間で更に2ポイント高めることを目指し、目標値を設定。

施策

25

社会教育の推進

現状と課題

近年、地域経済の縮小や商店街の衰退、地域の伝統行事等の担い手の減少など、地域社会は様々な課題に直面しています。こうした課題に対して、社会教育には、一人一人の能力の向上とともに、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域社会の結び付きを強化するという大きな役割が期待されています。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が循環することで、活力ある地域を目指すことができます。

そのため、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や、社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくりを通じ、学びによる地域課題解決など社会教育を推進する必要があります。

施策の方向性

- 新しい県立図書館の整備について、検討・推進します。
- 地域課題の解決に向け、多様な学びを支援します。



公民館講座

主な取組

新しい県立図書館の整備の検討・推進

- 県民の新たな時代の学びや交流・創造を育み、デジタル技術の活用によって誰もが時間や場所の制約を受けずに利用できる新しい県立図書館の整備について検討・推進します。

多様な学習機会の提供

- 社会教育施設等の学習プログラムの充実を図ります。
- 社会教育の充実のため、市町村が実施するオンライン講座等、ICT*を活用した取組を支援します。また、誰もがオンライン講座等を通じて学べるよう、市町村が実施するデジタルデバイス*解消に向けた取組の普及啓発を図ります。
- 市町村社会教育関係者などに対する研修により、地域学習や地域活動を支える人づくりを推進します。

社会教育関係団体等の活動への支援

- 社会教育関係団体等が取り組む課題の解決や目標の達成のため、市町村社会教育関係者や社会教育人材などと連携して活動を支援します。

学びを活用した地域課題解決への支援

- 防災や子育て支援などの地域課題解決に向け、学びを通じた住民の参画・協働を促進します。
- 学びを通じた地域課題解決の実践事例を収集し、発信します。
- 地域住民の学校教育への主体的な参画により、県民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域づくりにつなげます。

施策指標

県が情報発信している社会教育施設の講座等の件数

771件 (令和4年度) ▶ **2,500**件 (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県ホームページ「生涯学習ステーション」において情報発信している、県や市町村の社会教育施設における講座等の件数。

社会教育の推進のためには、多様な学習機会の提供を目指し、幅広い情報を県民に周知することが重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

件数が過去5年間の最高値である2,442件(平成30年度)を上回ることを目指し、目標値を設定。

目標
IX

文化芸術の振興

施策

- 施策26
文化芸術活動の充実
- 施策27
伝統文化の保存と持続的な活用

施策

26

文化芸術活動の充実

現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人とのつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉となるものです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、文化芸術活動は中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。こうした中、文化芸術は、人々に安らぎや明日への希望を与えるものとして、その価値や重要性が再認識されました。

本県では、引き続き「埼玉県文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現を目指していきます。

学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。

また、障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。

さらに、県立美術館・博物館では、県民が身近に文化芸術に親しむことができるよう、地域の文化芸術拠点として活動を充実させていく必要があります。

施策の方向性

- 県民の文化芸術活動への参加を促進し、発表の場の提供などに取り組みます。
- 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組みます。
- 障害者の文化芸術活動を支援します。
- 地域の文化芸術活動の拠点として、県立美術館などの活動の充実を図ります。

文化芸術活動への参加の促進

- 埼玉県芸術文化祭などの開催を通じ、県民に身近な場所で文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術活動に親しむ人々の輪を広げます。
- 文化芸術団体を支援し、文化芸術活動の担い手の育成に取り組みます。
- 「古典の日*」の趣旨を踏まえた事業を実施するなど、県民が古典に親しむ機会を提供します。

子供たちの文化芸術活動の充実

- 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会の充実を図るとともに、児童生徒が学んだ成果を社会に発信することを進めます。
- 児童生徒の作品による美術展を開催し、児童生徒に作品の発表の場を提供します。
- 次世代の文化芸術の発展を担う子供の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。



埼玉県芸術文化祭第72回埼玉県美術展覧会



近代美術館ワークショップ



障害者の文化芸術活動の支援

- 障害者が文化芸術を創造する機会の拡大や、作品等を発表する機会の確保、文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりを推進し、障害者の文化芸術活動を支援します。



県立美術館等における活動の充実

- 常設展の充実や魅力ある企画展、講座などを実施します。
- 地域における文化芸術活動を支援するとともに、子供たちに対する教育普及活動の充実を図ります。
- 広く県民に対し、美術館等の活動を支える文化ボランティアなどへの参加を促します。
- 県立美術館等の取組について、デジタル技術も活用しながらその魅力を発信します。



地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 (施策17、23、28にも記載)

※下線部分は県議会による追加

- 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動*の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めます。
- 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。また、地域クラブ活動については、専門性を有し、子供たちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に取り組みます。
- 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。



学校への出前授業



近代美術館ワークショップ

埼玉県芸術文化祭への参加者数

977,695人(令和4年度) ▶ **1,500,000**人(令和10年度)

指標の定義・選定理由

埼玉県芸術文化祭事業への参加者数。

埼玉県芸術文化祭は、県民に発表の場を提供することにより、県民の芸術文化活動への参加意欲の喚起と地域文化の振興に寄与することを目的としている。地域に密着した事業へ気軽に参加することが文化芸術活動の充実につながることから、この指標を選定。

目標値の根拠

参加者数を150万人にすることを目指し、目標値を設定。



施策

27

伝統文化の保存と持続的な活用

現状と課題

本県は、豊かな自然環境や歴史的背景を有しており、これまで様々な文化財や風習、行事などの伝統文化が育まれてきました。

こうした貴重な伝統文化を未来に継承していくため、本県の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や社会教育など生涯学習において積極的に活用することによって、地域の持続的な発展を図るとともに、改めて学術調査を行い、伝統文化の価値を再評価し、更なる保存・活用に結び付けていくという好循環を創り出していくことが重要です。

また、伝統文化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、後継者育成等の伝統文化の保存に関する取組の中止や規模縮小、県立博物館等の入館制限などの学ぶ機会の減少により、未来に継承していく担い手の不足が懸念されます。伝統文化の魅力発信や伝統文化を学ぶ機会の拡大により、その担い手を社会全体に広げていくことが重要であり、その際には、積極的にデジタル技術も活用していくことが必要です。

さらに、地域における伝統文化の保存・活用の推進強化のため、市町村が主体的に行う伝統文化の保存・活用・再評価について支援を行う必要があります。

施策の方向性

- 本県の貴重な伝統文化について保存・活用・再評価を推進します。
- 伝統文化の魅力発信拠点として、県立博物館等の活動の充実を図ります。
- 市町村が行う伝統文化の保存・活用・再評価に関する取組を支援します。



講座の様子

主な取組

伝統文化の保存・活用・価値の再評価

- 「埼玉県文化財保存活用大綱」に基づき、伝統文化の保存・活用を推進するとともに、必要に応じて学術調査を実施し、価値の再評価を行います。

伝統文化の魅力発信と伝統文化を学ぶ機会の充実

- 県立博物館等の常設展の充実を図るとともに、魅力ある企画展、講座などを実施します。
- 県立博物館等の取組を通じ、デジタル技術も活用しながら伝統文化の魅力を発信します。

市町村の取組への支援

- 伝統文化を総合的に保存・活用・再評価していくための市町村による計画の作成やその推進を支援します。
- 学校と地域の博物館などが連携し、子供たちが伝統文化を学び、発信する市町村の活動を支援します。

施策指標

県立博物館等の年間利用者数

627,505人(令和4年度) ▶ **1,000,000**人(令和10年度)

指標の定義・選定理由

県立博物館等における入館者数、オンラインを含む出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数。

博物館等は伝統文化の保存と持続的な活用の核となる施設であり、その運営の成果を示すものであることから、この指標を選定。

目標値の根拠

年間利用者数を100万人にすることを目指し、目標値を設定。

目標

X

スポーツの推進

施策

- 施策28
スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 施策29
競技スポーツの推進

施策

28

スポーツ・レクリエーション 活動の推進

現状と課題

スポーツは、ルールのある競技としてのスポーツのほか、仲間との交流を目的としたレクリエーションも含まれた幅広いものです。

本県では、ラグビーワールドカップ2019*と東京2020オリンピック・パラリンピック*が開催されました。アスリートの活躍は、県民の皆様に大きな感動を与え、スポーツへの関心を高めました。また、大会を通じて、ボランティアが活躍したほか、パラスポーツへの理解が促進されたことなどにより、共生社会*の実現に向けた意識が醸成されました。他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、練習や大会の延期や中止、無観客での試合開催、部活動などでの行動制限など、思うようにスポーツができない厳しい時期もありました。

スポーツ実施率の向上のためには、ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会の充実と基盤づくりが求められます。また、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。

施策の方向性

- 県民が、それぞれの興味・関心や状況に応じてスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 県民一人一人がスポーツの価値を享受できるよう、多彩なスポーツの機会を創出し、積極的な情報発信をします。

主な取組

誰もがスポーツを楽しむことができる 機会の充実と基盤づくり

※下線部分は県議会による追加

- eスポーツ*やアーバンスポーツ、パラスポーツ・デフスポーツなど、県民の年齢や性別、障害の有無にかかわらず、ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会を提供します。
- 地域のスポーツ・レクリエーション団体の適切な運営、活動を支援し、スポーツを支える人材の育成や活用を推進します。
- 多様な媒体・手段によりスポーツイベントやスポーツに関連する情報を提供します。
- 県民の健康増進やアスリートの育成のため、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。

子供・若者のスポーツ活動の充実

- 主体的・協働的な学習活動を通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図ります。
- 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツを推進します。



地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備（施策17、23、26にも記載）

※下線部分は県議会による追加

- 学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動*の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めます。
- 地域における文化芸術やスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。また、地域クラブ活動については、専門性を有し、子供たちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に取り組みます。
- 地域資源を最大限活用し、文化芸術やスポーツの場と機会の充実を図るため、文化芸術団体やスポーツ団体等との連携を推進します。

パラスポーツ・デフスポーツの推進

※下線部分は県議会による追加

- 障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出します。
- パラスポーツ・デフスポーツの裾野の拡大と競技人口の増加を図るため、障害の有無にかかわらず誰もがパラスポーツ・デフスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。



施策指標

週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合

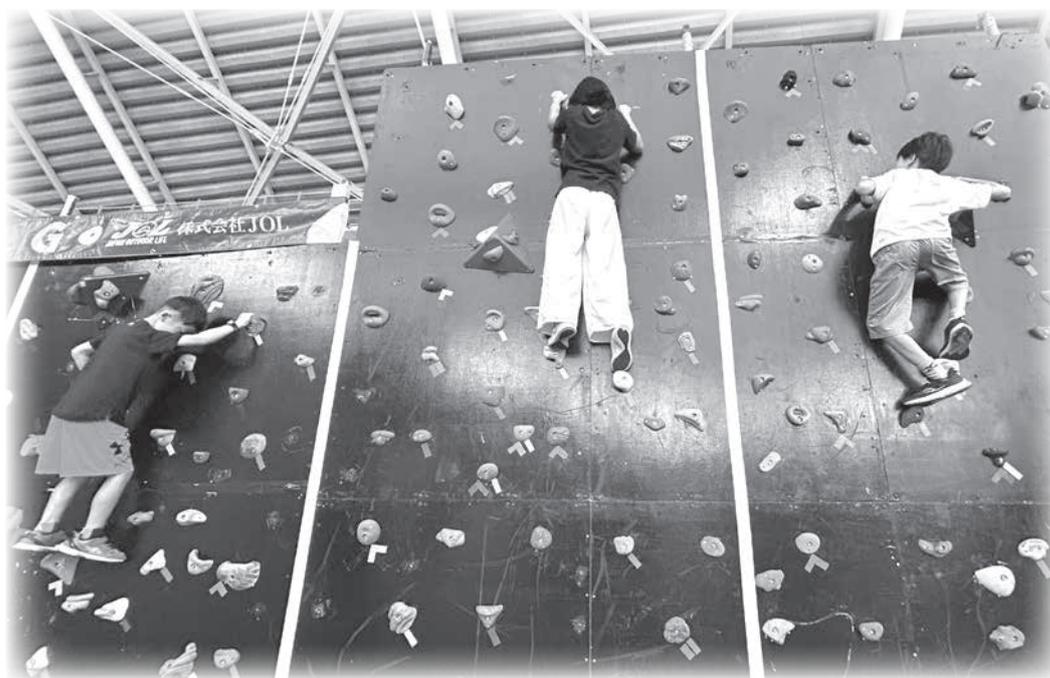
56.2% (令和5年度) ▶ **65.0%以上** (令和10年度)

指標の定義・選定理由

県政世論調査で「週に1回以上スポーツをする」と回答した成年の県民の割合。スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

埼玉県5か年計画における令和8年度の目標値(65.0%)を踏まえ、目標値を設定。



施策

29

競技スポーツの推進

現状と課題

※下線部分は県議会による追加

埼玉県ゆかりのアスリート（パラアスリート及びデフアスリートを含む。以下同じ。）が、国際大会や国民スポーツ大会などのスポーツ大会に出場し活躍することは、県民に感動や勇氣、夢や希望を与え、県民のスポーツへの関心を高めてくれます。

本県では、スポーツ科学の知見などを積極的に活用し、パラスポーツ・デフスポーツを含む多様な競技種目の競技力向上を図るため、年代や競技レベルに応じた、一貫した発掘・育成・強化支援の充実を目指しています。強化指定選手を対象に、科学的根拠に基づき年齢や性別に応じた育成プログラムを実施するほか、専門家によるトレーニング指導やメンタル指導、栄養学などのサポートを実施しています。

また、児童生徒を対象に様々な競技を体験する機会を提供し、各競技の裾野拡大に取り組んでいます。

今後は、競技団体や部活動、スポーツ少年団等の指導者の科学的根拠に基づいた指導力強化を図るとともに、各団体における暴力・ハラスメントの根絶やガバナンスの強化等を図ることが必要です。

施策の方向性

※下線部分は県議会による追加

- 適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化と一貫した支援体制を整備・充実させます。
- パラスポーツ・デフスポーツについては、タレント発掘のための取組が、競技の裾野を広げ、スポーツを実施する障害者を増やすことにもつながることから、幅広い層へのアプローチが可能となるよう、関係団体と連携して取り組みます。
- スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります。
- スポーツが本来有する魅力や社会に対する影響力の強さを意識しつつ、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶に努め、県民やアスリートが安心してスポーツに親しむことができる環境をつくります。

主な取組

スポーツ科学によるアスリートの競技力向上

- スポーツ科学の知見を生かして、県内アスリートの競技力向上を支援します。
- スポーツ科学に係る専門家や大学などとの連携を深め、スポーツ科学の専門的な知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上支援を推進します。

プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実

- 県内のプロ・トップスポーツチームや本県ゆかりのトップアスリートが有する技術やノウハウ・経験を活用した次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組みます。

スポーツ・インテグリティ*及び安全・安心の確保

- 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会等と連携し、競技団体、地域のスポーツ団体等に対し、規模や競技志向にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、研修等を実施します。
- スポーツに起因する事故を未然に防ぎ、県民誰もが安全に、安心してスポーツを楽しめる環境の構築を進めます。



施策指標

国際大会における埼玉県ゆかりの選手の 8位以上の年間延べ入賞者数

461人(令和4年度) ▶ **500**人以上(令和10年度)

指標の定義・選定理由

本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数。対象は国民体育大会(国民スポーツ大会)正式種目である41種目とする。

本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

トップアスリートへの支援を通じ、国際大会における本県ゆかりの選手の入賞者数500人以上を確保することを目指し、目標値を設定。